

居宅介護支援事業者 様
 介護サービス事業者 様

鴨川市健康福祉部健康推進課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて

平素よりお世話になります。

本市周辺においても、新型コロナウイルスの発生事例が報告され、今後拡大の可能性のある中、厚生労働省より、要介護認定の臨時的な取り扱いが示されました。

内容としては、コロナウイルスの感染を予防する観点から、要介護認定調査において、面会が困難な場合において、要介護認定および要支援認定の有効期間を12ヶ月延長できることとなりましたので、別紙のとおり周知します。

対象となる申請区分： 更新申請

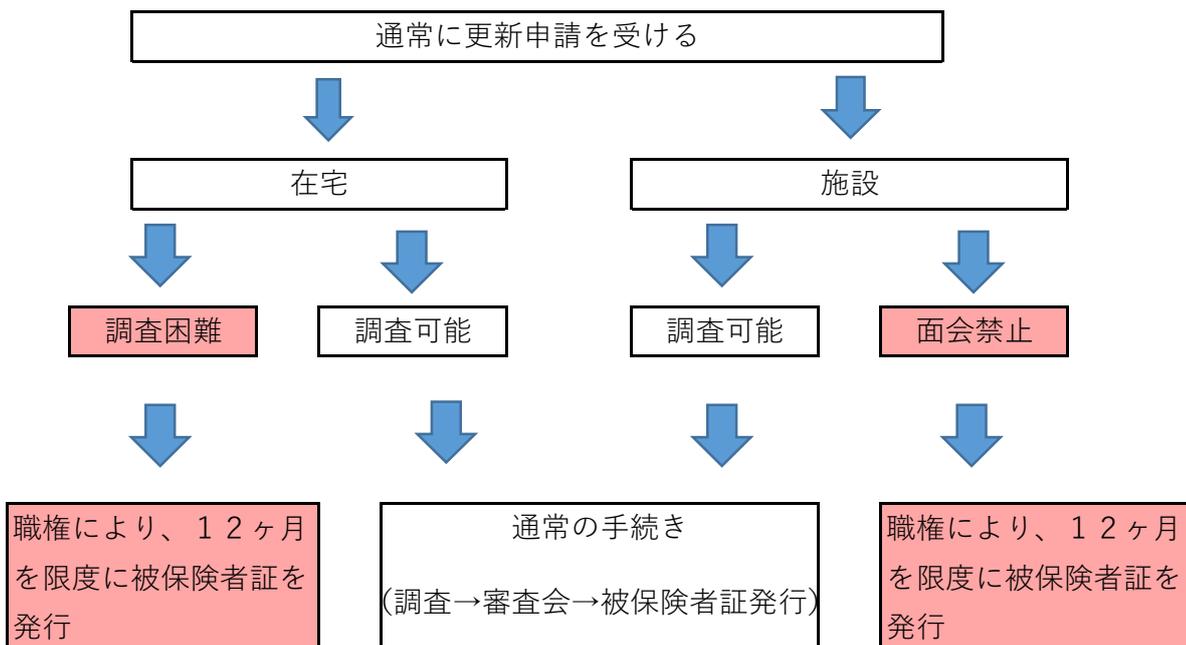
※新規申請・区分変更申請については、対象としない

手続き方法

通常どおり更新申請をしていただき、申請時や、日程調整時に、訪問が困難と判断した際に、認定調査及び審査会を実施せず、「職権」で、12ヶ月の延長を行います。

※ただし、すべての更新を12ヶ月で延長すると、次年度の申請件数が増大し、次回の更新時期に遅延する恐れがあるため、安定している方は、なるべく通常の手続きをし、有効期間を24～36ヶ月としていきたいと考えています。

【流れ】



事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることをお示したところです。

今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：鶴澤、島田
T E L 03-5253-1111（内線 3944, 3945）
F A X 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp